

令和4年度 就学援助制度のお知らせ

薩摩川内市教育委員会

1 就学援助制度の趣旨

就学援助制度は、生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由等により就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を行うことにより義務教育を円滑に実施することを目的としています。

2 対象者

- (1) 生活保護を受けている方 ※修学旅行費と医療費について援助があります。
- (2) 生活保護が停止または廃止になった方
- (3) 保護者の職業が不安定など、経済的理由により就学困難と認められ、学用品等の購入に不自由している方

3 援助内容（令和4年度予定額）

区 分	支給額		支給対象	備 考
	小学校	中学校		
学用品費	11,630円	22,730円	全学年	年額(上限)
通学用品費	2,270円	2,270円	第1学年を除く	年額(上限)
校外活動費 (遠足等)	1,600円	2,310円	交通費及び見学料の実費	上限額
校外活動費 (宿泊学習)	3,690円	6,210円	交通費及び見学料の実費(年1回)	上限額
体育実技用具費	柔 道	なし	柔道着実費相当	上限額
	剣 道		防具一式, 衣, 竹刀, 防具袋 実費相当	上限額
新入学用品費	51,060円	60,000円	新1年生 入学前・入学後のいずれかで支給。入学後 の支給は、4月認定者のみが対象。	年額(上限)
修学旅行費	補助対象経費の実費相当額		修学旅行参加者 小・中学校を通して各1回	
通学費	補助対象経費の実費相当額		公共の交通機関利用経費	
医療費	※学校病の治療に要した経費 (診療機関へ支給します)		学校長から学校病の治療の必要を認めら れた者(学校健診で発見されたもの)	医療券を発行 (使用期限あり)
学校給食費	保護者負担の8割程度			

※ 学校病：伝染性または学習に支障を生じるおそれのある疾病

就学援助は、学校からの実績報告に基づき各費目を支給する制度です。

学校納付金・給食費を免除する制度ではありませんのでご注意ください。

支援は予算の範囲内で行いますので、上限額と異なる場合があります。

4 申請方法

- (1) 「就学援助申請書」に必要事項を記入・押印の上、学校へ提出してください。
- (2) きょうだいがいる場合も、それぞれの児童生徒について申請してください。
- (3) 年度途中でも随時申請受付できますので、その都度学校に申し出てください。
- (4) 令和3年1月1日に薩摩川内市に住所のなかった方は、転入前に居住されていた市区町村から「所得課税証明書」を取り寄せ、提出してください。

(世帯で1部お取り寄せください。)

5 記入上の注意

●「消せるボールペン」「スタンプ印」「修正テープ」は使用不可です。

- (1) 「生計が同じである世帯員」の所得や控除、扶養の状況等により審査します。
世帯表下の注意書きを必ず確認され、全員をご記入ください。
- (2) 「申請理由」：1～5の中から一番近い理由を選んでください。6その他の理由は必ずご記入ください。「ローン返済がある」等では認定されません。
 - ・兄弟が多く、子どもの行事や病気で仕事を休む事が多く収入が不安定であるため。
 - ・父親が仕事中のけがのため働けず母親一人の収入〇〇〇〇〇円に頼っているため。
 - ・母子家庭のため母親の収入〇〇〇〇〇円だけでは学用品等の購入が大変厳しいため。など、詳しく記載をお願いします。
- (3) 「振込先」：継続の方で同じ口座をご希望の方はチェックのみお願いします。
新規申請や口座変更希望の方は、必ず記入し通帳の写しを貼付してください。
口座振込先を記入する際は、金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義等を通帳で必ず確認し記入してください。

6 申請後の取扱いとお知らせお願い

- (1) 援助の認否結果は、学校を通じてお知らせします。
- (2) 世帯の状況に変更(住所・戸籍異動)がありましたら、必ず学校へご連絡ください。
- (3) 振込先の口座を変更・解約する場合は、速やかに教育委員会までご連絡ください。
- (4) 認定者への援助費の支給は、7月・12月・3月の年度3回行う予定です。

※ 援助費は原則として保護者口座へ振り込みますが、学校給食費や校納金等の滞納がある場合は、学校長が受領することがあります。その場合、援助費は滞納分を差引いた額が支給されます。
申請書の同意・委任事項を必ずご確認ください。

7 問合せ先

薩摩川内市教育委員会 学校教育課 学事グループ
Tel : 0996-23-5111 (内線5352)